

クマの捕獲頭数制限について(お願い)

< 次のことに御協力ください >

ツキノワグマは狩猟獣ではありますが、全国的に減少傾向にあることから、安定的な存続を図るため、山梨県では平成29年に「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を策定しました。その中で有害捕獲及び狩猟によるクマの捕獲頭数の上限を原則年70頭と決めました。

大物猟に出猟の際は、事前にみどり自然課または各林務環境事務所へクマの捕獲可能頭数の確認と、捕獲した場合は、すみやかな報告をよろしくお願ひします。

出猟する前に、みどり自然課または各林務環境事務所にクマ猟が可能かどうか確認してください。

可 能

不 可 能

クマ猟はしないでください。

安全な狩猟をお願いします。

捕獲あり

捕獲なし

できるだけ早く報告してください。

クマの捕獲場所、性別、概ねの身長、体重、年齢などの情報をお寄せください。

確認・報告先電話番号(年末年始を除く)

山梨県森林環境部みどり自然課

055-223-1520

各林務環境事務所森づくり推進課

中 北 0551-23-3088

峡 東 0553-20-2721

峡 南 055-240-4167

富士・東部 0554-45-7812

クマを目撃した時も、目撃した場所などの情報をお寄せください。

クマの情報は山梨県のホームページでも確認できます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/rinkan/midori>